【別紙】

各委員等の概要

〇クリーン推進員（自治区ごとに選出）

任期	令和６年４月１日～令和７年３月 31 日　（１年間）
根拠法令等	クリーン推進員設置要綱
委員の役割 （任務内容）	区または小区内において快適な生活環境を確保するため、ごみ減量・再資源化意識の普及高揚を図り、ごみ排出マナー等の環境美化の向上に関する活動を推進する。 ①ごみの分別、減量、再資源化、排出マナーに関する啓発指導 ②プラスチックごみの削減推進 ③不正排出等の対応 ④その他地域の環境美化の推進のために必要な事項
負担の程度 （出役回数）	自治区の方針によるが、集積所における指導を実施している自治会については、週２～３回活動。
選出区分	区又は小区単位
選出人数	区または小区ごとに１人以上
選出の方法・基準	自治区の定めによる
委員への支援策等 （報酬・費用弁償等）	(1) 環境美化に関する資料（ごみ分別マニュアル等）の提供 (2) 環境美化に関する資器材（啓発看板）の提供 (3) 自治区が主催するごみ分別研修会等への講師の派遣 市の報酬なし
自治区との関わり	地区環境美化活動を担っていただいており、ごみ減量日本一に貢献いただいています。 市では、クリーン推進員の負担軽減を図るため、掛川市ホームページ上に先進事例やFAQ、ごみ分別動画等を掲載する予定です。
担当課係名・連絡先	環境政策課　ごみ減量推進係　電話：21-1145

【別紙】

各委員等の概要

○自主防災会長（自治区ごとに選出）

任　　期	令和６年４月１日～令和７年３月 31 日　（１年間） ※任期は可能な限り複数年としてください（再任可）。
根拠法令等	掛川市地域防災計画
委員の役割 （任務内容）	自主防災会の育成指導、行政との連携と地区の防災対策全般 ＜自主防災会の活動例：平常時＞ ①防災についての知識の普及　→勉強会・研修会等の計画・実施・参加 ②役割分担の明確化　→いざという時に備え、構成員それぞれが何をやるのかを明確に定めておく ③資機材等の管理　→防災機器の整備・点検、市補助または助成申請業務 ④防災訓練　→発災時を想定した訓練の計画、実施 ⑤個人宅用防災関連補助、助成事業の利用啓発 ⑥地域の防災計画等の整備 ＜自主防災会の活動例：災害時＞ ①情報の収集･伝達　→地域内の情報を収集して市支部（広域避難所）に連絡し、災害対策本部等からの正しい情報を正確・迅速に住民に伝える ②初期消火　→出火防止体制を強化し、出火の場合は初期消火に努める ③救出救護　→応急救護体制を整備、負傷者などの救出救護 ④避難誘導　→避難の必要が生じた場合、適切な判断のもとに想定していた避難場所へ避難誘導する ⑤自主防災会の運営、災害時における地域の統括等 ⑥地域の避難所の開設、運営
負担の程度 （出役回数）	自主防災会長会議　２回／年 防災研修会　１回／年
選出区分	区・小区（但し､合同･分割で自主防災会を組織している自治区は、その単位で選出　※237 防災会）
選出人数	自主防災会ごとに１人以上　※実状に応じた人数（定数なし）
選出の方法・基準	自主防災会による
委員への支援策等 （報酬･費用弁償等）	毎年、防災研修会を開催しています。 市の報酬なし
自治区との関わり	地域防災活動のリーダーとして位置付けています。自主防災組織を組織することで､各種防災関連の補助制度を活用いただけます。
担当課係名・連絡先	危機管理課　防災対策係　電話：21-1131

【別紙】

各委員等の概要

〇防災委員（自治区ごとに選出）

任　　期	令和６年４月１日～令和７年３月 31 日　（１年間） ※なるべく任期は複数年とし、半数交代とするなど継続性を持たせてください。
根拠法令等	掛川市地域防災計画
委員の役割 （任務内容）	地域防災活動への先導的役割を任務とし、会員に対する啓発活動や防災活動へ専門的に携わる。 ①自主防災会の会長を補佐し、防災活動を実質的にリードする。 ②防災に関する知識及び技術の修得・普及。 ③県及び市が計画する訓練及び研修会等への積極的な参加。
負担の程度 （出役回数）	自主防災会の活動計画による。
選出区分	自治区（但し､合同･分割で自主防災会を組織している自治区は、その単位で選出　※237 防災会）
選出人数	（自主防災会ごとに）実状に応じた人数（定数なし）
選出の方法・基準	自主防災会による
委員への支援策等 （報酬･費用弁償等）	毎年、防災研修会を開催しています。 市の報酬なし
自治区との関わり	地域防災活動のリーダーとして位置付けています。自主防災組織を組織することで､各種防災関連の補助制度を活用いただけます。
担当課係名・連絡先	危機管理課　防災対策係　電話：21-1131

【別紙】

各委員等の概要

○掛川市保健活動推進委員（地区ごとに選出）

任期	令和６年４月１日～令和８年３月 31 日（２年間） ※やむを得ない事情により１年で交代となる場合があります。
根拠法令等	掛川市保健活動推進委員会設置規程
委員の役割 （任務内容）	掛川市における保健活動が適正で円滑に実施されるよう、住んでいる地域の保健活動の推進に努めていただきます。 ① 掛川市の健康状況や健康づくりの方法について学びます →委員対象の研修会に参加 ② 地区に必要な保健活動を地区担当保健師と考え、健康講座を企画(チラシ作成)、募集(チラシ配布など)、地区内で実施します ③ 市が行う保健事業のＰＲと協力をします →選出区実施の肺がん・結核検診における会場の鍵開閉・パンフレットの配布、健康フェアへの参加、市健診(検診)事業のＰＲ等 ④ その他地区ごとの地域活動への協力 →地区センターまつりにおける委員ブースを担う
負担の程度 （出役回数）	・市が企画する講習会等　５～６回程度／年 ※強制ではありません ・検診事業等への協力　１～２回程度／年 ※地区での検診実施回数により差があります
選出区分	地区（33 地区ごとの委員選出方式） 各区長が選出し、地区区長会長が確認した者
選出人数	全体で 210 人前後（予定）
選出の方法・基準	地区毎に、任期終了委員の補充を行ってください。（再任可） 地区の中で、新任と継続の方をおおよそ半数ずつとすることで、より円滑に活動ができる体制にしています。 性別は問いません。（男性の選出もご検討ください。）
委員への支援策等 （報酬・費用弁償等）	交通費、通信費等の一部を負担します （正副会長及び会計監事 8,000 円、地区代表連絡員 6,000 円、地区会計 4,000 円、一般委員 3,000 円） ・委嘱書を発行します
自治区との関わり	委員になられた方は地域の健康状況(課題等)を学びます。それをもとに地域に健康づくりを広め、地域住民の保健衛生の向上と健康増進に寄与します。
担当課係名・連絡先	健康医療課　成人保健係　電話：23-8111 FAX：23－9555　メール：tokuiku@city.kakegawa.shizuoka.jp

【別紙】

各委員等の概要

〇掛川市補導員（地区ごとに選出）

任期	令和６年４月１日～令和８年３月 31 日　（２年間）
根拠法令等	青少年補導センター規約
委員の役割 （任務内容）	青少年の補導及び声掛け運動を推進し、青少年健全育成と非行防止を図っていく。 ① 掛川市は、青少年が集まりやすい場所を巡回し、非行を未然に防ぐための思いやりのある温かな声かけを「補導活動」としています。 ② 中学校区単位（あるいは小学校区単位）の補導員で班を編制し、７～10 月で計４回、地元中学校区や小学校区内の公園・店舗等、青少年が集まりそうな箇所を巡回します。補導の期日は、第１回研修会で決めていただきます。 祭典等地区から依頼があった場合に巡回します。
負担の程度 （出役回数）	補導活動：年４回 研修会：年２回
選出区分	地区
選出人数	地区ごとに１人
選出の方法・基準	①掛川市民であり、かつ地区内に住所または勤務先がある方。 ②毎月１回の補導巡回に従事できる方。 ③心身が健全で、地域の信望が厚く、社会の実情によく通じるとともに青少年の育成に常に関心をもっている方。
委員への支援策等 （報酬・費用弁償等）	手当：最大 6,000 円（/年） （1 人 2,000 円＋1,000 円×４回（補導巡回の回数））
自治区との関わり	地域補導は御自身の地区を巡回することで、青少年の健全育成に貢献していただいております。よろしくお願いします。
担当課係名・連絡先	教育政策課　社会教育係　電話：21-1189